

(厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正)
第二十五条 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 前

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イヽニ (略)
ホ 削除

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イヽニ (略)
ホ 指定介護療養型医療施設による入院患者が選定する特別な病室の提供に係る基準

(1) 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程(6)において「運営規程」という。(6)に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十(国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十)を超えないこと。

(3) 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。
(4) 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるにふさわしいものであること。

(5) 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
(6) 特別な病室の提供を行つたことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ト その他
(略)

(1) イから二まで及びへに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居室等」という。)の提供に当たつては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。)第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者並びにハ、二及びへに掲げる入所者等(以下「利用者等」という。)又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注18並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22及び注23、介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイからへまでの注14、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費

定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二までの注22及び注23、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護給付費のイから二までの注22及び注23、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費

単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注14並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）附則第十二条に定める者が利用又は入所するものについては、特別な居室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を利用する者及び入所者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

(略)

(1) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) ハ 口
ハ その他
(略)

(1) (略)
(2) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) ハ 口
ハ その他
(略)

第二十六条 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を次の表のように改正する。

| | 改 | 正 | 後 |
|--|---|---|---|
|--|---|---|---|

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

ト その他
(略)

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注18並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注17、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注14、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22及び注23、介護保健施設サービスのイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービスのイからへまでの注15、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定期居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注18並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22及び注23、介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイからへまでの注14、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定期居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

ト その他
(略)

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注18並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注17、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注14、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22及び注23、介護保健施設サービスのイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービスのイからへまでの注15、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定期居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費

（傍線部分は改正部分）

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

ト その他
(略)

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注18並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22及び注23、介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイからへまでの注14、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定期居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費

護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二までの注18及び注19並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注8、ニ(1)から(3)までの注4並びにホ(1)から(6)までの注8に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を利用者及び入所者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

(略)

(1) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) ハ 口
ハ その他
(略)

(1) (略)
(2) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) ハ 口
ハ その他
(略)

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

第二十八条 指定短期入所療養介護事業所、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する年厚生労働省告示第401号(以下「五号」という。)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

臣が定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第五に定める療法等とする。

第二十七条 厚生労働大臣が定める療法等(平成二年三月三十日付)の一部改正

単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注14並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注13、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注12並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）附則第十二条に定める者が利用又は入所するものについては、特別な居室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を利用者及び入所者から受けすることはできないものとする。

単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注14並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、口(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）附則第十二条に定める者が利用又は入所するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者及び入所者から受けることはできないものとする。

| | | |
|-----|-----|--|
| | | の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ同表の下欄に掲げる額とする。 |
| 区分 | | |
| (略) | (略) | 額 |

| | | |
|-------------------|-----|----|
| 從來型個室 (老健・療養等) | (略) | 區分 |
| | (略) | 額 |

| | |
|------------------|-----|
| 多床室 (老健・医療院等) | (略) |
| | (略) |

備考

略

| | |
|-----------------|-----|
| 多床室 (老健・療養等) | (略) |
| | (略) |

備
三

略

この表において「ユニット型個室の多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費、経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費

介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

四三
（略）

三
四
（略）

六五

略

六五

症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅶ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅷ)、Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅸ)のⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅹ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅻ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅼ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅽ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅾ)、Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅿ)のⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅿ)若しくはⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅿ)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

| 区分 | 額 |
|----------------|--------------|
| ユニット型個室 | 一日につき二千六十六円 |
| ユニット型個室の多床室 | 一日につき千七百二十八円 |
| 従来型個室（特養等） | 一日につき千二百三十一円 |
| 従来型個室（老健・医療院等） | 一日につき千七百二十八円 |
| 多床室（特養等） | 一日につき九百十五円 |
| 多床室（老健・医療院等） | 一日につき四百三十七円 |

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる額とし、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

第三十条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を次の表のようにより改正する。

| 区分 | 額 |
|----------------|---------------|
| ユニット型個室 | 一日につき二千六円 |
| ユニット型個室の多床室 | 一日につき一千六百六十八円 |
| 従来型個室（特養等） | 一日につき千百七十一円 |
| 従来型個室（老健・医療院等） | 一日につき千六百六十八円 |
| 多床室（特養等） | 一日につき八百五十五円 |
| 多床室（老健・医療院等） | 一日につき三百七十七円 |

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六章第十二条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(傍線部分は改正部分)

第三十一条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を次の表のように改正する。

| 区分 | 額 | 改 正 後 |
|-------------------|-------------|-------------|
| (略) | (略) | |
| 多床室Ⅰ (特養等) | 一日につき六百九十七円 | |
| 多床室Ⅱ (老健・医療院) | (略) | |
| 多床室Ⅲ (老健・医療院等) | (略) | |

改
正
前
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十二条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 区分 | | 額 |
|------|--------------|------|
| (略) | 多床室 (特養等) | |
| (新設) | | (略) |
| (略) | | (新設) |

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる額とする。

改
正
前
前

五　この表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅱ若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅲ、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅳ、指定施設サービス等介護若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅴ、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費Ⅵ若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅶ又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅷ若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅸを算定すべき者が利用する居室をいう。

六| この表において「多床室（老健・医療院等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(v)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(vi)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(iv)、診療所短期入所療養介護費(I)の診療

